

平成23年度第3回大和市総合計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成23年8月29日（月） 午前9時00分～午後12時00分
- 2 場 所 大和市地域医療センター 講習室
- 3 出席者 委員 9名（欠席2名）
- 4 傍聴人 1名
- 5 次 第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ・「めざす成果」の進行管理について
 - （3）その他
- 6 会議資料
 - 資料1：第8次大和市総合計画の進行管理に対する意見（第2回総合計画審議会 審議分）
 - 資料2-1～資料2-6：「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート

【議 事】

- 会 長 : 事務局より資料1について説明をお願いしたい。
- 事務局 : 資料1「第8次大和市総合計画の進行管理に対する意見」について説明。
- 会 長 : 質問、意見等はいかがか。
- 各委員 : （特になし。）
- 会 長 : さまざまな意見交換をおこなったが、コンパクトにまとめていただいていると思う。

-
- 会 長 : 事務局より資料2-1について説明をお願いしたい。
- 事務局 : 資料2-1「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート（4-1-2 河川の水質が向上している）について説明。
- 会 長 : 質問、意見等はいかがか。
- 委 員 : 浄化槽などの設置状況はどのようになっているか。事務事業評価表の合併浄化槽設置支援事業における予定件数は少ないのではないか。
- 所管部 : 単独浄化槽数は2,966基、合併処理浄化槽が508基、全部で3,474基ある。平成22年度までに市が補助してきた合併浄化槽は173基となっている。今後も補助対象となる世帯は、約1,100世帯ほどである。他市では、下水道を整備しないエリアを浄化槽エリアとして補助対象エリアとしているが、本市では、一部を除き市域のほとんどが下水道エリアである。

- そのため、単独浄化槽などから合併浄化槽へ設置替えした際に補助を行っている。実際的には、住宅の建替え時に設置替えしていることが多い。
- 委員：実績は、建替えとほぼイコールと考えて良いか。
- 所管部：新築で販売を目的とする場合は、市の補助対象とならないので、イコールではない。
- 委員：将来、下水道で整備されるとしても、なかなか整備が進まない。長期的になると考えるので、補助したら良いと思う。
- 会長：約3,000の単独浄化槽がある中で、そこからの生活污水の影響はある。数は減ってきているということだが、年間の補助実績が3基となっている。実際の需要はそれくらいなのか。
- 所管部：新築も含めると30数基ほどあるが、単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽へ設置替えしたものは3基ということである。法律上も平成13年度から、新築では合併浄化槽しか設置できない状況であるため、新築物件は必然的に合併浄化槽となる。
- 委員：し尿汲み取り便槽はどのくらいあるのか。
- 所管部：汲み取り世帯としては、271世帯である。市でし尿を運搬しているのは、180世帯である。
- 会長：一番の問題は、浄化槽の機能が低下し、あまり綺麗ではない水がそのまま河川へ流れ、環境への負荷を高めてしまうことである。合併浄化槽への設置替えが進めば環境負荷が減るが、需要も多くないので、予算も見合せているというようにみうけられた。
- 委員：総合計画の指標2つについて、目標を実績値が上回っている。この項目は大きな問題ということではなく、進んでいると考えてよいか。
- 所管部：境川、引地川ともに水質汚濁に係る環境基準の水域類型は、D型 BOD8mg/L以下である。本市の環境基本計画でさらに厳しい目標を持っているが、その目標も達成している。
- 委員：水洗化率も97%を越え、本市は他市と比べ高い数値であると思う。そのため、水質も改善されているのではないか。この項目については、重点的に進めるというよりも、むしろ他市に誇るべき項目ではないかと理解したが間違いないか。
- 事務局：本市は単独下水道として、全国、県内でもトップクラスで下水道を整備してきたと考えている。また、水洗化率も一定の数値まで上げてきたので、境川・引地川の水質に大きく貢献していると自負している。他市では、浄化槽を設置しても、敷地に余裕があるため、下水道が整備されているエリアにおいて、接続が進まない状況にある。本市は人口密度が高く、土地の有効活用を図るため、ほとんどの宅地が下水道に接続している。結果として、他市は70～80%で苦慮しているが、本市は高い水洗化率となっている。
- 委員：私は、50年大和に住んでいるが、市が下水道整備に取り組んできたことで、ここ数十年で河川の水質が変わってきていると感じている。そこで、例えば

鮎が住めるようになったなど新たな指標を用いて境川、引地川の水質をPRしたり、汚水も浸透ではなく、下水へ流すことで、地下水も綺麗になったことなどを広報したりする必要があるのではないか。

また、地下水の飲料に関する指標はあるのか。

所管部 : 1つ目の新たな指標の話に関しては、法律の中で人の健康に対して、望ましい基準という環境基準というものが示されていることから、原則として国などで示されている数値基準をクリアしていきたい。

それから2つ目の地下水については、市内を1kmメッシュで32箇所にわけ、年間8箇所を調査しており、さらに、4箇所では定点調査をしている。平成22年度については、メッシュ調査、定点調査による、約28項目の環境基準はすべてクリアしている。ただ、定点以外の市内の一部地点でテトラクロロエチレンなど環境基準値を超えている箇所があるため、継続調査をしている状況である。

いずれにしても、基本的には、人の健康に対して害のない環境基準を満たしている状況となっている。

委員長 : そういうところを、市民にもっとPRしていけば良いのでは？

委員長 : 地下水の汚染の質の問題というのは、浄化槽に伴う汚染ではなく、工場排水によるものなのか。

所管部 : そのとおりである。

委員長 : 下水整備は進んでいるが、合併浄化槽への設置替えが進めば、さらに河川の水質が向上するだろう。

また、合流改善事業とは、雨天時に地表へ汚れた水が逆流するという現象や、河川にやや汚れた水が流れるという現象を防止するために合流式を分流式へ変えていくというものか。

所管部 : 大和駅、鶴間駅、南林間駅周辺を合せて238haを合流区域として整備している。面積も大きいことから、将来的に分流式にする計画は持っていない。合流式は、雨水と汚水を一緒に流すものであり、一定の量は下水処理場で処理されるが、一定の量を超えたものは川へ流れるものである。そのため、改善案として、平成25年度を目標に中部浄化センターに雨水滞水池を設置する予定である。

委員 : この前の大雨で境川の水位が上昇し避難勧告寸前であった。雨水滞水池をつくると、河川の状況はどうなるのか。川の水は増えるのか。雨水管はどの程度整備されているのか。引地川は50mm対応で整備されていると思うが、大雨のたびに浸水しそうだという話がある。

所管部 : 雨水整備率は約67%である。雨水管を河川へ接続する際は、河川の整備状況に合わせて水を流している。雨水管は48mm/hの降雨強度で計画されており、計画降雨以上の雨は対応できない状況である。

委員 : すると、河川も整備が完了すれば、48mm/hまで溢れることなく流すことが可能なのか。

- 事務局 : 引地川の現況能力は22mm/h 一次改修状況であり、整備が進んでいない。また、合流改善を行うことで、河川の水が増えるということはない。今まで、降った雨を速やかに河川へ流すという考えであったが、今は河川の整備状況にあわせて、雨水整備も床上浸水や床下浸水など生命財産を守るために必要な範囲で整備している。
- 委員 : 水道水については、貯留して災害時に使用できるようにしている。大和市のように狭いところであれば、雨水も溜める所が必要ではないかと思う。そうすれば、毎回雨により浸水の心配をしなくてすむと考える。
- 会長 : 今まさに日本の河川行政では流出抑制をしようという動きがある。雨水が浄化槽に入り込むと別な問題も生じる。しかし、水洗化率が全国的には高いレベルであり、引き続き、単独浄化槽の合併浄化槽への設置替えを促進して行くことと、そのことを広報していくことが大事であると考えます。
- 委員 : 合流改善事業の年度事業費は、億単位で年度差がある。また、ライフサイクルコストという言葉が出てくる。うまく事業を行わないといけないと考えるがどのように事業を行うのか。
- 事務局 : 特に事業費がかかっているのは、合流改善事業である。東京は早期に下水道を整備したことから、合流式で整備されているが、大雨が降った際に、合流管に付着した汚れが流れ出た事件がおきた。その後、法改正されて、合流改善事業を行うこととなり、本市においても平成25年度までに対策を行う義務がかけられたことで、事業費が多くなっている。ただし、これは下水道事業全般にいえることで、国の補助事業として起債により実施している。起債はいわゆる借金ではあるが、一時的に一般財源への賦課を与えず、例えば、100円の事業費であれば、5円あれば事業ができるというようなものである。残り95円の起債は平均的に長年に渡って返していくというものである。
- 委員 : 雨水対策には、田んぼ、公園、大和市にはないかもしれないが森林なども関係していると考えられる。部署は違うが総合的な理念をもっていくことも必要であると考えます。
- 会長 : 大和市は早期に下水道を整備したので、今リニューアル時期が来ている。ゲリラ降雨対策として、下水道施設に負荷を与えないようにということも含めて、総合的な土地利用としての雨水対策が必要であると考えます。大和市は人口密度も高くコンパクトシティそのものであるが、その中で少しでも効率的に事業が進めばよい。全域が下水道エリアということなので、しかるべき時に更新を行い、もっとも効果的に下水道が機能して行くよう事業を進めてほしい。

-
- 会長 : 事務局より資料2-2について説明をお願いしたい。
- 事務局 : 資料2-2「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート（4-1-3 生活を脅かす環境要因が改善されている）について説明。

会 長 : 公害苦情件数の内訳はどうなっているのか。
 所管部 : 昨年度の実績は 142 件で内訳は、騒音が 46 件、振動が 8 件、大気が 67 件、悪臭 18 件、他 3 件である。
 会 長 : 騒音は交通騒音、カラオケ騒音など様々あるが、その他はどのようなものか。
 所管部 : カラオケが 3 件、その他工場の騒音、家庭での楽器の音などである。
 会 長 : 大気はどのようなものか。
 所管部 : 主に野焼きである。洗濯物が汚れるといった苦情が多い。
 会 長 : 公害苦情というと、工場が原因とおもわれがちである。個人が発生源になりうるということを情報発信してモラルを高めてもらうことで、件数が減ると考えられる。
 所管部 : 身近な問題であるという啓発と合せて、各事業所に立ち入り検査も実施し、啓発も行っている。
 委 員 : 3. 11 の原発事故以降、セシウムの問題や下水道汚泥の問題がある。不安を感じた市民から問い合わせが多いのではないかと。大和市の現状と対策を教えてください。
 所管部 : 本市の放射能対策については、6 月より大気中の測定を小学校など 9ヶ所で始めた。さらに、可搬型の放射線量測定器を 34 台（市立保育園全 6 園、市立小・中学校全 28 校）設置し、7 月 8 日から土、日、祝日を除き、毎日測定を実施している。また、引地台公園、民間認可保育所、幼稚園などの公共施設においても定期的に測定を行っている。
 国の原子力安全委員会が示している基準を時間あたりに換算すると 0.19 マイクロシーベルト／h で、市内の平均測定結果は、0.06 マイクロシーベルト／h ほどあり、環境放射線としては基準値以内である。
 委 員 : ホットスポットはないのか。
 所管部 : 下水処理場で 3 週間に 1 回、流入下水、放流水、脱水汚泥、焼却灰、廃砂の放射性物質を測定している。また、6 月 6 日より 2 箇所の下水処理場の敷地境界でも大気測定を実施しているが、基準値以内である。しかし、県も同じであるが現時点では焼却灰は処分できず、処理場で保管している状況である。
 会 長 : 焼却灰の保管については、全国的な問題である。
 委 員 : テレビで細川元総理が湯河原に住んでいて、落葉などを集めて煙を出すように燃やすと、その煙で害虫が退治できるという話があった。害虫駆除に対し、農薬をまくことと煙で処理することとどちらが良いか。
 会 長 : 難しい問題である。まちぐるみで一斉に野焼きをして、害虫を駆除するということも考えられるが、一箇所で行うと苦情が出ることが考えられる。市民のコンセンサスが得られれば野焼きの日を定めても良いとも思うが、なかなか難しい。公害啓発を進めていくことが必要と考える。
 委 員 : 清掃の日は自治会を中心として実施している。そのごみをいきなり燃やす事は難しいが、どちらを中心に考えるか、地域の方も含めて議論できるとよい。
 会 長 : 将来的に、切った枝をリユースするなど有効利用して有機的に地球に優しい

ものを進めていく時代になっていくと思われる。かなり先のことになるかもしれないが、市民の環境学習を進めることにより、生活を脅かす環境要因が改善されると思う。

-
- 会 長 : 事務局より資料２－３について説明をお願いしたい。
- 事務局 : 資料２－３「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート（４－１－４ 環境に配慮して行動している）について説明。
- 会 長 : グリーンニューディール基金とは何をする基金か。
- 所管部 : 国の平成２２年度第二次補正予算により、特例市として５８，５４０千円を受け入れ創設した基金である。平成２２年３月にこの基金を管理する条例を策定し、平成２１年度から平成２３年度に太陽光パネルの設置や断熱フィルムの設置に活用した。
- 会 長 : ３年間で５８，５４０千円を使い切るということか。
- 所管部 : そのとおりである。
- 委 員 : 環境団体支援事業の事務事業評価表をみると、補助金を２０万円出している。ビオトープなどの活動費用だと思うが、内訳はどのようなものか。
- 所管部 : 環境を保全する団体への援助であり、事業内訳で補助をしているものではない。団体へ環境活動を浸透させることが目的である。
- 委 員 : 人件費が２００万円で、事業費が２０万円のバランスに問題があるように思うが、どのような人件費なのか。
- 所管部 : とりまとめる事務局として、会員への呼びかけ、企画提案など市職員が行っている。
- 会 長 : ＮＰＯが自立した場合には、その人件費も含めないと事業展開はできないということとなる。
- 委 員 : 総合計画の指標２について、平成２１年度も約１０６％という状況である。今後、太陽光発電推進事業をどうするのか。国の補助はどうなるのか。
- 所管部 : 太陽光発電の売電補助については、平成２３年度で終了するが、本市では売電以外に、太陽光発電システムを設置する補助を県と連携して実施している。平成２３年度は太陽光発電システムの設置補助対象数を拡大している。県知事も変わり、太陽光発電については促進する方向である。
- 委 員 : 太陽光システムを設置したら、今も補助が出るか。
- 所管部 : 国、県、市で補助金ができる。県の分はまとめて市から支払われる。１ＫＷあたり３万円、上限は１０万４千円である。国は１ｋＷあたり、４万８千円である。国と県で２５万円程度である。
- 委 員 : 市民はその制度を知っているか。
- 所管部 : 知っている。ホームページ、ちらしなどでもお知らせをしている。
- 委 員 : 知っているが、設置費用が高いので、なかなか２５万円では手がでない状況

であると聞いている。

会 長 : 新築への設置や既存家屋への設置どちらも補助がでるのか。

所管部 : 両方とも補助対象である。

会 長 : 設置費用は高額であっても公共施設への太陽光システムの導入は検討していくべきである。また、市は、率先して市民に情報提供を行い、協力をしてもらえるようにしていくことも必要である。

会 長 : 事務局より資料２－４について説明をお願いしたい。

事務局 : 資料２－４「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート（４－１－５ ごみのない清潔なまちが維持されている）について説明。

会 長 : 質問、意見等はいかがか。

委 員 : クリーンキャンペーンは、目に見えた形で実施されているのか。クリーンキャンペーンに市内の小中学生が参加するなど、子供たちも関わっているのか。

所管部 : 市のクリーンキャンペーンとして、４つの大きな事業を行っている。

１つ目としては、清掃の日ということで、５月３０日付近の日曜日に市内全域での清掃を自治会と連携して行っている。

２つ目としては、全国不法投棄監視ウィークの６月第３～第４土曜日に行う行事である。これが小中学生等の参加となるものと考えており、昨年の例では、生涯学習センターにおいて不法投棄や各学校での環境に関する取り組み内容などを発表していただいている。

３つ目として、１１月第４週に駅前などのクリーン活動、清掃を行っている。

４つ目として、年間を通じて、月の最終日曜日に、例月まち並み清掃として自治会あるいは地域の方で掃除をしていただき、ごみを市で回収している。これらの事業については、ホームページでお知らせするだけでなく、ちらしなどを用いて、市民へ広く広報している。

会 長 : 子供に対しては、学校から情報を発信しているのか。

所管部 : 学校から情報提供している。

委 員 : 一部の地区では、清掃の日も含めて子ども会などで実施している。

不法投棄についても自治会で対応するようにし、自治会で対応が難しい場所についてののみ行政が対応するようにしたらどうか。

会 長 : 自治会での対応は、難しい側面がある。防犯と不法投棄は別々ではない。受け手側となる地域の方の意見も含めた配慮も必要である。

委 員 : 悪質な不法投棄は減っているとあるが、強い規制をかけるつもりがあるのか。看板設置数などが記載されているが、効果があるのか疑問に思う。

所管部 : 今は看板設置やテープを貼って対応しており、ごみの量は３０ｔから１５ｔへ減っている。ポイ捨て防止条例制定時には罰則を規定した案を議会に提案したが議会で修正された経緯がある。

委 員 : たばこのポイ捨ての罰金はとるのか。

所管部 : 市では罰則付きの条例を提案したが、議会審議において公表規定に修正されている。

委 員 : 路上喫煙の重点禁止区域に入る前にたばこを捨てる現状がある。例えば、JT では携帯用の灰皿を配布したりしており、JT と連携し、お金のかからない方法で PR するなど、実施方法の工夫を行ってほしい。

会 長 : 駅付近のごみは確かに減ってきている。しかし、これ以上減らすためには、やり方を変える必要があると考える。また、のぼり旗は都市計画的に問題がある。パトロールも最初効果があるが継続すると効果が薄れてしまう。もっとスマートに都市計画にも配慮した啓発を行うことが課題と考える。この施策に関しては、成果も出てきて、ワンステップ上に進める段階であると考え。後期基本計画でその辺をつめることができればと考える。

委 員 : 目指す成果の「ごみのない清潔なまちが維持されている」にどのくらい効果があったか不明である。

会 長 : アウトプットとアウトカムの話がツネにあるが、アウトカムとして本当にごみが減ったのかわかるようなものが必要である。

所管部 : 1つの指標として考えられるものとして、11月のクリーンキャンペーンにおいて、市域の8駅周辺で実施しているごみの回収で、平成18年度は173袋であったものが平成22年度では116袋まで減少している。また、環境基本計画に16の取組みがありその中に美化に関する数値がある。本市について美化に関する環境が良いと思う市民の割合であるが、その割合は徐々に増えている。

会 長 : 成果は出てきていると思う。今後、今一步どのように進めるかが、課題であると考え。

会 長 : 事務局より資料2-5について説明をお願いしたい。

事務局 : 資料2-5「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート（4-2-1 緑地が保全され、まちの中の緑化が進んでいる）について説明。

会 長 : 質問、意見等はいかがか。

委 員 : 保全を図っている緑地の目標値は将来にわたり、92.9haである。本市は地権者に協力をいただき緑地を維持している状況であって、平成25年度まで維持できるか不安がある。1つの例として緑地で市と地権者が所有している面積割合を教えてほしい。また、市が積極的に購入することができないか。

所管部 : 保全緑地全体として、市民の方が所有する土地は約21haで、市の所有地は6.5ha、合計約28haである。よって、市の所有割合は約20%となる。広大な面積であるため、一気にすべてを買い取る事はできない。本市でどうしても必要な土地については、相続などが生じた際に、庁内の事務調整を経

- て、基金で購入したい。
- 委員：緑地保全事業の事務事業については、つるま自然の森も含まれているのか。
- 所管部：つるま自然の森も含めた評価である。
- 委員：緑地保全は難しいと思うが進めてほしい。
- 会長：他の施策として生産緑地の話もあり、遺産相続時に市が購入できれば良いが、難しいことと思う。身近にある大規模緑地が減らないよう努力していただきたい。
- 委員：総合計画審議会で提案したものであるが、「緑や公園が多いと思う市民の割合」はかなり主観的であると思うので、フィットしないのではないかな。公園の数や1人あたりの公園面積などとした方が良いのではないかな。また、プロムナードが市民のガーデニングにより、すごく綺麗になった。アイデア1つにより、まちの景観が向上したと思う。
- 事務局：指標については、指摘のとおり評価がわかりづらいという意見もあるが、1人あたりの公園面積については、基本目標5に記載している。平面的な面積のみではなく色々な角度からみていきたいという経緯で設定した指標である。
- 委員：緑地を保全している市民の土地で、開発計画があがった場合に、緑地を保全することができるのか。
- 所管部：例えば、国道246号の北側の泉の森の区域は特別緑地保全地区、南側はトラスト制度により保全されており、泉の森の北部及び南側は、保全緑地よりも強く保全されている。それ以外は地権者と相談しながら保全を継続しているところである。
- 委員：開発の可能性はあるのか。
- 所管部：可能性はある。しかし、可能な限り、緑地を残したいと考える。
- 委員：保全も必要であるが、まち中の緑地、例えば街路樹を増やすということも今後、必要であると思う。
- 会長：人口密度が高いため、限られた場所しか緑がないので、できるだけ今ある緑を残していくことが必要である。泉の森は良いようだが、それ以外で例えば境川沿いの河岸段丘の斜面緑地がある。そこは、たてがみ緑地という呼び名でも呼ばれており、神社があったりする。将来的にはそのような緑地をふるさと軸として残していけるのかということを考えていくことも大事なことである。新しく増やす緑については、街路樹の話もあるが街路樹は電線と接触すると危ないため、極端なところ幹だけとなっているような街路樹もある。電線地中化と緑溢れるまちをつくるということは、これからの街づくりの課題であると考えられ、長期的な課題になると考える。

【その他】

- 事務局：次回は、10月27日（木）午後2時、もしくは、31日（月）午前9時とする。欠席委員の状況を聞き、後日連絡する。会場は、本日と同じ地域医療センターで行う。
- 各委員：了解した。